

警報発令時などの措置について(2026/6/1 暫定措置)

●「暴風警報」、「特別警報」、「大雨危険警報」、「高潮危険警報」のいずれかが大阪府内のいずれかの地域に発表されている場合の措置

| 時 間 帯 | | 措 置 |
|-------|----------------------------|---|
| ① | 午前 6 時まで解除の場合 | 平常通り当日の予定を実施(8:25 までに登校) |
| ② | 午前 6 時以降、 午前 7 時まで解除の場合 | 9:50 始業、当日予定の授業はすべて 40 分で実施 |
| ③ | 午前 7 時以降、 午前 9 時まで解除の場合 | 11:50 始業、4~6 限ないし 7 限の 50 分授業 短縮期間のときは臨時休業 |
| ④ | 午前 9 時現在で発令中の場合 | 当日は臨時休業 |

(注意)上記以外の警報の場合は、平常通りです。「特別警報」は、すべての災害に適応されます。

なお、気象庁より新たな防災気象情報が発表されております。

※ 2026/5/28 から実施された危険警報運用開始に伴う、暫定措置となります。

なお、併設の咲くやこの花中学校の措置は別途定めております。